

最高裁秘書第4727号

令和元年9月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所調査官が最高裁判所判例解説に記事を投稿する際の注意事項が書いてある文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

平成31年2月11日付け（同月13日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第36号

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）